

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年7月1日発行 No. 33

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

5歳～11歳の方の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しております。7月の日程は次のとおりです。
現在、国は接種を行う期間を令和4年9月30日までの予定としています。
3週間の間隔をあけて2回接種をします。2回目は1回目と同じ曜日と時間になります。
※12歳を迎えた方は、小児用ワクチンではなくなりますので、こちらの日程で受けることはできません。接種希望の場合はコールセンターへご連絡ください。

【接種日程】

	1 回 目		2 回 目		会 場	予約枠
1	7月13日(水)	午後	8月3日(水)	午後	むとうこどもクリニック (川俣町字瓦町31)	10

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

【予約の方法】

接種券が届いてから予約をしてください。詳しくは接種券に同封します。
予約は、電話、インターネットの2つの方法で受け付けます。

【使用するワクチン】

ファイザー社小児用ワクチン (3週間間隔で2回接種 1回0.2ml)
※ ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので必ずご確認ください。

1・2・3回目の新型コロナワクチン接種について 【問合せ先:保健福祉課健康増進係 内線2201】

1・2・3回目のワクチン接種が未接種の方で接種を希望している方は、コールセンターへご連絡ください。

現在、国は接種を行う期間を令和4年9月30日までの予定としています。

また、福島県は武田社ノババックスワクチンの1回目から3回目のワクチン接種をつぎのとおり実施します。接種希望の際は、必ず予約をしてください。

なお、郡山市、いわき市及び会津若松市の大規模接種会場でも接種できます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

【福島市】1・2回目の接種会場

実施会場		日 付	時 間
NCV ふくしまアリーナ (福島市霞町4-45)	1 回目	7月 8日(金)	14:30～16:15
		7月10日(日)	10:00～11:15
	2 回目	7月31日(日)	10:00～16:15

【福島市】3回目の接種会場

実施会場	日 付	時 間
県保健衛生協会 (福島市方木田字水戸内19-6)	7月 5日(火)	15:00～16:00
	7月 7日(木)	14:30～16:15
NCV ふくしまアリーナ (福島市霞町4-45)	7月 9日(土)	10:00～11:15
	7月12日(火)	14:30～16:15
	7月13日(水)	14:30～16:15
	7月16日(土)	10:00～11:15
	7月23日(土)	10:00～11:15

【対象者】 県内在住の 18 歳以上で接種券をお持ちの方

(1 回目～3 回目まで接種可能。ただし、2 回目だけの接種を希望する場合、1 回目の接種で医師から同一ワクチンの接種を受けることが困難と診断された方のみ、3 回目接種は 2 回目接種日から 6 か月以上経過した方のみとなります。)

【予約方法】 予約コールセンター (024-573-8002)

【予約時間】 午前 9 時から午後 7 時 (土日・祝日も実施しています。)

4 回目の新型コロナウイルス接種について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

【対象者】 川俣町に住民票があり、3 回目接種から 5 か月以上経過した方で、次の①または、②に当てはまる方

① 60 歳以上の方

② 18 歳から 59 歳の方で基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方

※②に該当する方は、事前に申請が必要です。(3 ページ目を参照ください。)

【接種券の発行】

対象となる方へは、3 回目接種から 5 か月以上経過した方へ順次発送します。

18 歳から 59 歳の方で、基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方は、事前に申請が必要です。(申請がない場合は接種券を発行できません。) 接種日程はあらかじめ指定いたします。変更希望の場合はコールセンターへご連絡ください。詳しくは接種券の通知でご確認ください。

熱中症対策とマスク着用について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

熱中症対策をしながら新型コロナウイルス感染症を予防しましょう。

感染症を予防するためにマスクを着用することは大切ですが、マスク着用は体内に熱がこもりやすくなります。

また、マスク内の湿度が上がるため喉の渇きを感じづらくなり、脱水症状がおきても気が付きにくいいため、熱中症の危険が高まります。こまめな水分補給をお願いします。

【屋外の場合】 人との距離 (2m 以上を目安) が確保できる場合や距離が確保できない場合でも会話をほとんどしない場合はマスク着用の必要はない。

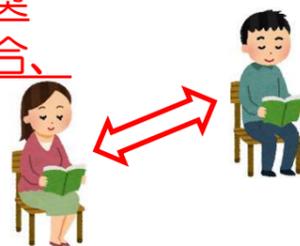
【屋内の場合】 人との距離 (2m 以上を目安) が確保できて、かつ会話をほとんどしない場合はマスク着用の必要はない。

マスク着用の考え方

基本的な感染症対策としてのマスク着用の位置づけは変更なし
(判断に困ったら着用しましょう)

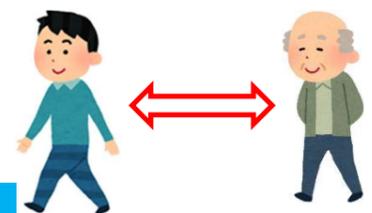
身体的距離 (2m 以上を目安) 確保

- 会話を行う場合、着用を推奨
- 会話をほとんど行わない場合、着用の必要なし



屋内

- 会話の有無を問わず、着用の必要はない
(例) 公園での散歩など



屋外

- 会話の有無を問わず、着用を推奨
(例) 通勤電車の中



- 会話を行う場合、着用を推奨
- 会話をほとんど行わない場合、着用の必要なし
(例) 徒歩での通勤等、人とすれ違う場合



身体的距離の確保不可

高齢者との面会時や、病院などハイリスク者と接する場合は、マスクを推奨します。

小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2 歳未満 (乳幼児) はマスク着用を奨めない
- 2 歳以上は、マスク着用を一律には求めない

18歳～59歳の4回目新型コロナワクチン接種の申請について 【問合せ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

18歳～59歳の方で、基礎疾患のある方または、重症化リスクが高いと医師が認めた方で3回目接種を終了している方は、申請をしていただくことにより4回目接種を受けることができます。

【申請期間】

7月の受付期間は、令和4年7月20日（水）まで。

【申請方法】

川俣町ホームページの申請フォームから必要事項を入力の上申込をしてください。

インターネットの申請が難しい方は、コールセンターへご連絡ください。

コールセンター 電話：024-597-6321（平日の午前9時～午後5時）

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【対象となる基礎疾患について】

※ 基礎疾患に該当するかご不明な場合は、事前にかかりつけ医等にご相談ください。
皆さんそれぞれにご事情が異なるためこちらで判断することは出来ません。

(1) 以下の①～⑭に掲げる病気や状態の方で、通院又は入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

※ ただし、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」の療育手帳を所持している方へは、申請がなくても接種券を発行します。

(2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

※ BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）

※ BMI30の目安：身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

【ワクチン】

使用するワクチンはファイザー社製または武田／モデルナ社製になります。
国からのワクチン供給状況により決まります。

令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について 【問合せ先：町民税務課税務係 内線1302】

本給付金は、国のコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、昨年度の当該給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度の市町村民税非課税世帯等の世帯主に1世帯当たり10万円を給付するものです。

※ 既に令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯を含む。）を受給した世帯は、再度給付を受けることはできません。

【支給対象世帯】 次のいずれかに該当する世帯

（1）住民税非課税世帯

基準日（令和4年6月1日）に、世帯員全員の令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯

※ 世帯員全員が、市町村民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯は、対象となりません。

＜手続き＞

令和4年6月下旬から、該当する世帯に対し「臨時特別給付金支給要件確認書」（以下「確認書」）を郵送しております。給付を受けるためには「確認書」の提出が必要です。送付された「確認書」に必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒によりお早めに返送をお願いします。

（2）家計急変世帯

（1）の世帯以外で令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が、（1）の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ 世帯員全員が、市町村民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯は、対象となりません。

＜手続き＞

家計急変世帯の給付を受けるためには、申請書の提出が必要です。

申請書類は、川俣町ホームページで確認いただくか、町民税務課税務係（役場3番窓口）までお越してください。

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/covid19/reiwa4jyuminzeihikazei.html>



【提出期限】 令和4年9月30日（金） ※郵送の場合は必着となります

【注意事項】

令和4年度の住民税非課税世帯であっても、令和4年1月2日以降に転入した方がいる世帯の場合は、申請が必要となりますので「確認書」は送付されません。税務係までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免について 【問合せ先：町民税務課税務係 内線1302】

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の方が亡くなられた場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が令和3年と比べて3割以上減少した方などは、国民健康保険税及び介護保険料の減免を受けられる場合があります。減免の適用には要件がありますので、詳しくは標記担当までお問合せください。

なお、減免を受けるためには申請書の提出が必要となります。提出が遅れると、減免対象となる納期が少なくなりますのでご注意ください。